

平成 25 年 5 月 29 日
日本知的財産協会
著作権委員会

「『出版者への権利付与等』についての方策」についての意見書

当協会としては、違法流通によって関係当事者の利益が不当に害されることなく、健全、円滑な電子書籍の流通が促進されることが、電子書籍市場が発展するために重要であると考えており、このような観点から、文化審議会著作権分科会の下に出版関連小委員会が設置され、広く関係当事者で議論されることになったことは有意義であると考えています。

今般示された「『出版者への権利付与等』についての方策」に対する当協会の意見については、以下で詳しく説明いたしますが、簡潔に申し上げるならば、概ね次のとおりです。

- ① 違法流通対策は、(D)「契約による対応」など、現行法の下でも行うことが可能であり、出版者に積極的に新たな権利を付与する必要性はない。
- ② 特に、(A)「著作隣接権の創設」のような自然発生的な権利を付与することは、電子書籍の円滑な流通に弊害をもたらす恐れがあり、賛同できない。
- ③ もっとも、諸外国との文化の違いや業界慣行等から、(D)「契約による対応」が、現実的、効果的でないという実態があるとすれば、(B)「電子書籍に対応した出版権の整備」や(C)訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）など、相対的に弊害が少ないその他の方策について検討することにも意味はあると考える。

なお、当協会は、「違法流通対策」という立法趣旨により、小委員会での検討が開始されたものと認識しておりますが、そうであれば、被害実態などの客観的な立法事実を明確にしたうえで、小委員会での検討がなされるべきと考えます。

(A) 著作隣接権の創設

著作隣接権は、著作権とは別個独立の権利であり、著作権者の意向とは無関係に、自然発生的に生じる権利です。したがって、出版者に著作隣接権を付与した場合、著作権者が許容する利用に対しても出版者が独自に権利行使するなど、著作権者の意に反した権利行使がなされる可能性があり、権利関係をいたずらに複雑化させることが懸念されます。

また、権利処理コストが増大するなど、出版物の円滑な流通への弊害が生じる恐れも強いと言えます。

国際的にも、あらゆる出版物を著作隣接権で保護する法制度が採用されているような状況はなく、我が国に限ってそのような特殊な制度を導入することには、強い違和感があります。

(B) 電子書籍に対応した出版権の整備

出版権は、著作権者との合意に基づく契約により権利が発生するものであり、(A)「著作隣接権の創設」と比べると、著作権者の意に反した出版者の権利行使がなされる可能性が低い、という点において、権利関係の安定化に資する提案と考えます。

また、現在、一般の書籍等について認められている出版権を電子書籍にまで広げる、ということ

は、実務的にも比較的馴染みやすい考え方だと思います。

ただ、出版権というのは、設定を受けた出版者が出版行為を独占する強力な権利ですので、それを電子書籍にまで拡大する場合には、コンテンツの「塩漬け」等の問題が起こらないように配慮した制度設計がなされる必要があると考えます。

また、今後数年以内に、文章、写真、イラストだけでなく、音楽、映像といった従来の出版物とは異なるジャンルの著作物が含まれる、いわゆる「リッチコンテンツ」としての電子書籍が多く流通するようになることが想定されています。このような状況下において「出版」をどう定義すべきなのかという問題についても、十分に詰めた議論を行っていただく必要があると考えております。

なお、出版権の拡張、再構成により対応する場合には、現在中山信弘教授をはじめとする識者から出されている「出版者の権利のあり方に関する提言」による制度設計が有力な選択肢になると考えており、「提言の説明」②記載のサブライセンスを原則可能とする提案など、実務上検討する意義がある提案も多く含まれていると考えております。

一方で、「提言の説明」③記載の「特定版面に対する物権的な権利の設定」は、同提言の他の項目と比べても異質な提案であり、かつ立法を必要とする趣旨が不明で、違和感があります。実務に広範な影響を与えるものであることから、立法事実に照らした慎重な検討が必要であると考えます。

(C) 訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）

ライセンサーとライセンシー間の合意に基づく独占的利用許諾契約により差止請求権が発生する制度を創設する、という提案であり、これを出版にあてはめた場合には、ライセンサーである著作権者の意に反してライセンシーたる出版者の権利行使がなされる可能性が低い、という点において、(B) と同様、相対的な権利関係の安定化に資する提案と考えます。

契約に基づいて差止請求権を付与する、という考え方については、特許の独占的通常実施権者による差止請求の可否等、他の知的財産法制度においても議論がなされてきたところですので、著作権法においても検討の余地があるものと考えます。ただし、理論的整理だけでなく、全ての著作物を制度化の対象とする場合に、実務に弊害が生じないかどうか、といった点も踏まえて、検討していただく必要があると考えております。また、出版物のみに当該制度を導入するのであれば、なぜ出版物だけが対象となるのか、という点についての合理的な説明が必要であると考えます。

(D) 契約による対応

我が国の著作権法では、著作権の自由な譲渡が認められていますので、著作権者自身による権利行使が困難な場合には、著作権者と出版者の合意により、権利の全部または一部を委譲することで、出版者が違法流通対策としての権利行使を行うことは可能だと考えます。

また、権利譲渡にまで至らなくても、一定の要件を備えた利用許諾契約であれば、出版者自らが債権者代位によって差止請求を行うことが可能、という解釈は現行法の下でも可能ですので、違法流通対策としてはそれで十分、と考えることもできます。

なお、現状では、「契約による対応」が困難、という状況が存在するのであれば、(B) 等の選択肢を検討することはやむを得ないと考えますが、海外での出版物の違法流通対策まで視野に入れた場合には、日本国内の法律を改正する、という対応では不十分ですので、法改正と平行して、国際的に通用する契約慣行を早期に普及させることが不可欠なのではないかと思います。